

発議第 1、2 号

「あわら市議会基本条例の制定について」

「あわら市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」

趣旨説明

議長のご指名がありましたので、「発議第 1 号 あわら市議会基本条例の制定について」、趣旨説明を申し上げます。

この議会基本条例は、議会及び議員の活動原則など議会に関する基本的事項を定めるものであります。

ここで、議案提出に至るまでの経緯を申し上げます。

平成 22 年 12 月定例会前の全員協議会で、議会基本条例検討委員会が設置され、4 回にわたる検討が行われた結果、議会基本条例を制定することが望ましい旨議長に答申されております。

これを受け、平成 23 年 6 月定例会で、7 名からなる議会活性化特別委員会が設置をされました。

本委員会は、現在まで延べ 18 回にわたり会議を開き、その間 1 度の行政視察、2 回にわたる講演会を実施するとともに、グループに分かれて、条例案の作成や 12 月定例会終了後の 2 ケ所にわたる議会報告会を開催するなど、精力的に検討を行ってまいりました。

また、条例素案作成後は、パブリック・コメントを実施し、市民の皆様からいただきました意見に対し、十分な議論も行ってまいりました。今回、提出いたしました条例の内容は、これらの結果をもとに、作成をしたものであります。以上が議案提出に至る経緯であります。

次に、提出議案の概要について申し述べます。

本条例案は、前文、本文 20 条及び附則で構成されております。

前文は、本条例制定の背景と趣旨をうたっております。

本文のうち、特筆すべき主な点を申し上げます。

第 1 条の目的を初めとして、第 2 条では議会の活動原則を、第 3 条では議員の活動原則を規定しております。

第 5 条では市民参加及び市民との連携について定めております。特に、第 2 項では全ての会議を原則公開とし、第 7 項では、年 1 回以上の議会報告会開催を定めております。

次に、第 6 条では議員と市長等との関係を規定し、第 3 項では市長等に反問権を認めております。

次に、第9条では自由討議による合意形成を規定し、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めることを定めています。

次に、第15条では議員定数について、第16条では議員報酬について規定しており、いずれも市民の意見を尊重しながら、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分考慮したものであることを定めています。

第18条では本条例に対する議会の最高規範的位置付けを規定しており、附則では平成24年4月1日の施行を規定しております。

以上が提出議案の概要であります。この議案を議決いただいた時には、本年4月1日から施行の運びとなります。

次に、発議第2号、あわら市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定については、只今の議会基本条例に関連しまして、議会の議決すべき事件2件を追加するものであります。

最後に申し上げますが、分権と自治の時代における地方議会は、それぞれの議会が自分たちの議会をどういう議会にしていくか、またどういう議員であるべきかをしっかりと決めていかなければ、市民の付託にこたえていくことはできないと考えます。それを明文化し、まとめたものがこの議会基本条例案であります。

この条例案は、議会活性化特別委員会の委員全員が激しい議論を戦わせつくり上げたものであります。この条例に魂を入れ、生きた条例にするためには、これから全議員の協力が必要となります。

議員の皆様におかれましては、議会基本条例の制定に御賛同賜りますようお願い申し上げますとともに、今後の議会がこの新しい条例のもと、より開かれた議会、市民の付託に的確にこたえる議会となることを期待しつつ、提案説明とさせていただきます。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、条例案については、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。